

研究資料の刊行

前々号所載以降の刊行研究資料は左のとおり。

○研究資料

第七七号、第五回簡速静止人口表(生命表)

年 月
二七・八

○中間報告資料

第一一号、露店商に関する職業移動調査集計結果表
二七・三

第二二号、八幡製鉄所下請会社の職業移動調査集計結果表
二七・三

○英文資料

Research-Data A.—No. 14. Les mort-nés au Japon dans ces dernières années (A. Okasaki) Août 1951

ib. No. 15. Fertility of the Farming Population in Japan (A. Okasaki) August 1951

ib. No. 16. Fertility of Salaried Men in the Urban Aea (A. Okasaki) July 1952

ib. No. 17. Fertility of Japanese Women Based on Results of Population Census of 1950 (A. Okasaki) July 1952

優生保護法施行令並びに施行

規則の改正

優生保護法の改正法文については本誌前号本欄

に所載のとおりであるが、右に伴う施行細則の改正法文は以下のものである。

優生保護法施行令

昭和二十四年一月二〇日政令第一六六号、昭和二十四年五月三十一日政令第一六四号改正、昭和二十七年六月七日政令第一七九号改正

内閣は、優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十一條及び第十九條の規定に基づき、ここに優生保護法施行令を制定する。

第一條 中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会(以下審査会と総称する。)の委員の任期はそれぞれ二年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が職務の遂行に支障があり又は委員たるにふさわしくない行為のあつたときは、前二項の規定にかかわらずこれを解任する事が出来る。

第二條 審査会の委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故がある時は、委員の互選により選ばれた委員がその職務を代理する。

第三條 審査会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決する事ができない。

2 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の賛成をもつて決する。

第四條 審査会に、幹事五人以内及び書記三人以内を置く。

2 幹事及び書記は、中央優生保護審査会にあつ

ては、厚生事務官又は厚生技官の中から厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては、都道府県の事務吏員又は技術吏員の中から都道府県知事が、それぞれこれを命ずる。

3 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

4 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する

第五條 優生保護法第十一條に規定する優生手術に関する費用は左の各号に掲げるものとする。

- 一 優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料並びに附添人を必要とする場合はその附添人の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料
- 二 手術料
- 三 入院料
- 四 注射料
- 五 処置料

2 前項の費用の額、支給方法、その他必要な事項は、厚生大臣が定める。

第六條 優生保護法第二十一條第四項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県又は保健所を設置する市が優生保護相談所の設置及び運営のために支出した費用の額から、その年度におけるその事業に関する収入の額を控除した精算額につき、厚生大臣が内閣総理大臣及び大蔵大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

前項の規定により控除しなければならない金額が、その年度において都道府県又は保健所を設置する市が支出した費用の額を超過したとき

は、その超過額は、後年度における支出額から控除する。

附則

この政令は、公布の日から施行し、優生保護施行の日（昭和二十三年九月十一日）から、適用する。

附則（昭和二十四年政令第一六四号厚生省

設置法の施行に伴い、優生保護法等の一部を改正する政令の附則）

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則（昭和二十七年政令第七十九号の附則）

この政令は、公布の日から施行する。

優生保護法施行規則

第一章 優生手術

（優生手術の術式）

第一条 優生保護法（以下「法」という。）第二条に規定する優生手術は左に掲げる術式によるものとする。

一 精管切除結さつ法「精管を陰のう根部で精索からはく離して、二センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするもの（いう。）

二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）

三 卵管圧挫結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では押し、直角又は鋭角に

屈曲させて、その両脚を圧さかん子で圧さしてから結さつするものをいう。）

四 卵管間質部けい状切除法（卵管峽部で卵管

を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広しん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

（審査を要件とする優生手術の申請）

第二条 法第四条の規定による申請は、別記様式

第一号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第二号による健康診断書及び遺伝調査書を添えなければならない。

（審査を要件とする優生手術の決定及び通知）

第三条 法第五条第一項の規定による決定は、申

請を受理した日から三十日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときはこの限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

3 法第五条第二項の規定による通知は、別記様式第四号による指定通知書によらなければならない。

（再審査の申請）

第四条 法第六条第一項の規定による申請は、そ

の理由を記載した文書により、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由してしなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県優生保護審査会は、これに意見を附し、且つ、第二条第一項の申請書の写並びに前条第二項及び第三項の

通知書の写を添えて中央優生保護審査会に送付しなければならない。

（再審査の決定）

第五条 法第七条の規定による決定は、申請を受

理した日から三十日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号

による決定通知書によらなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の申請）

第六条 法第十二条の規定による申請は、別記様

式第一号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第五号による健康診断書及び別記様式第六号による同意書を添えなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の決定及び通知）

第七条 法第十三条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

第二章 母性保護

（指定医師の標識の交付）

第八条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

(指定の申請)

第九条 法第十五条第一項の規定により都道府県

知事の指定を受けようとする者は、左に掲げる書類を添えて、別記様式第八号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産婦、保健婦又は看護婦の免許証の写
- 二 第十五条第二項に規定する都道府県知事の認定する講習(以下認定講習という。)を終了したことを証する書面

(指定証及び標識の交付)

第十条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、別記様式第九号による「指定証」を当該指定を受けた者(以下「指定を受けた者」という。)に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、指定を受けた者の申請により別記様式第十号による標識を交付することができる。

(指定を受けた者の名簿の作成)

第十一条 都道府県知事は、指定を受けた者につき、指定を受けた者の名簿を作り、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定証番号及び指定年月日
- 二 本籍及び住所
- 三 氏名及び生年月日
- 四 助産婦、保健婦、看護婦の別
- 五 認定講習の名称及び終了年月日
- 六 指定証の再交付を受けた者であるときは、その旨並びにその事由及び年月日

七 指定を取り消したときは、その旨並びにその事由及び年月日

(指定証の更訂)

第十二条 指定を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の更訂を申請しなければならない。

2 前項の場合には、都道府県知事は、指定証を更訂して、交付しなければならない。

(住所変更の届出)

第十三条 指定を受けた者が住所を変更したときは、十日以内に住所地の都道府県知事に新旧の住所を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた都道府県知事が、旧住所地の都道府県知事と異るときは、その届出を受けた都道府県知事は、旧住所地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は第十一条各号に掲げる記載事項の写を新住所地の都道府県知事に送付し、且つ、指定を受けた者の名簿からその記載事項をまつ消しなければならない。

(指定証及び標識の再交付)

第十四条 指定を受けた者は、指定証をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその指定証を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の再交付を申請しなければならない。

2 第十条第二項の規定により標識の交付を受けた者は、標識をき損し、又は亡失したときはそ

の旨を記し、き損したときはその標識を添え、住所地の都道府県知事に標識の再交付を申請することができる。

3 指定証又は標識の再交付を受けた後、亡失した指定証又は標識を発見したときは、その指定証又はその標識を五日以内に住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の取消)

第十五条 指定を受けた者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。

2 指定を受けた者が死亡し又は失せり宣告を受けたときは戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失せりの届出義務者は三十日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の場合において指定を受けた者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消し、且つ、指定を受けた者の名簿からその記載事項をまつ消しなければならない。

(認定の申請)

第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 実施者の住所、氏名及び履歴(実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所所

在地、代表者の住所、氏名並びに定款又は寄附行為)

- 二 講習の名称
- 三 実施の場所
- 四 使用施設の概要
- 五 期間及び日程
- 六 受講者の資格及び定員
- 七 各授業科目の時間数
- 八 講師の氏名(履歴及び担当科目)
- 九 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
- 十 成績審査の方法
- 十一 経理に関する事項
- 十二 その他必要と認める事項

(認定講習の認定基準)

第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。

- 一 受講資格は、助産婦、保健婦又は看護婦の免許証を有している者であること。
- 二 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。
- 三 受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。
- 四 講習に必要な施設及び設備を有していること。
- 五 運営の方法が適正であること。

(変更の届出)

第十八条 認定講習の実施者は、第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、認定をした都道府県知事

に届け出なければならない。

(認定講習の終了を証する書面の交付)

第十九条 認定講習の実施者は、その認定講習における各授業科目の課程を終了し、且つ、成績審査に合格した者に対して、認定講習を終了したことを証する書面を交付しなければならない。

(認定の取消)

第二十条 認定講習が、第十七条に規定する基準に該当しなくなつたときは、認定をした都道府県知事は、その認定を取り消すことができる。

第三章 優生保護相談所

(設置承認の申請等)

第二十一条 都道府県又は保健所を設置する市は、法第二十一条第三項の規定により優生保護相談所(以下「相談所」という)の設置の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び位置
 - 二 事業開始の予定年月日
 - 三 相談所の長及び主な職員の氏名、履歴及び専任又は兼任の別
 - 四 建物の構造、平面図及び各室の用途
 - 五 設備の概要
 - 六 設置に要する経費の内訳
 - 七 収支予算
- 2 都道府県又は保健所を設置する市は、前項第一号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに厚生大臣に届け出なければならない。

ばならない。

(設置認可等の申請)

第二十二条 法第二十二条第一項の規定により相談所の設置の認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を、その施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 設置者の住所、氏名及び履歴(設置者が法人であるときは、その名称、主たる事務所所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為)
- 二 前条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項
- 三 経営及び維持の方法

2 法第二十二条第一項の規定により相談所の設置の認可を受けた者は、前条第一項第四号若しくは前項第三号に掲げる事項又は相談所の長を変更しようとするときは、その施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

3 法第二十二条第一項の規定により相談所の設置の認可を受けた者は、前条第一項第一号、第五号若しくは第一項第一号に掲げる事項又は相談所の主な職員に変更があつたときは、すみやかにその施設の住所地の都道府県知事を經由し、厚生大臣に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項及び第二項の規定により申請書の提出を受けたときは、意見を附して厚生大臣に提出しなければならない。(相談所の基準等)

第二十三条 法第二十二條第二項に規定する相談所の基準は、左の通りとする。

- 一 優生結婚及び受胎調節の相談に応ずる能力のある医師を置くこと。
- 二 受胎調節の実地指導のための設備、一般健康診断用の設備、血液検査のための採血設備等を備えること。

(承認又は認可の取消)

第二十四条 厚生大臣は、法第二十二條第三項の規定により承認を受けた相談所の運営方法が、その目的遂行のため不適当であると認めるとき又は法第二十二條第一項の規定により認可を受けた相談所(以下「認可を受けた相談所」という。)が前条に規定する基準に該当しなくなつたとき若しくは第二十二條第二項の規定に違反したときは、その承認又は認可を取り消すことができる。

(相談所の廃止)

第二十五条 相談所の設置者は、その相談所を廃止したときは、すみやかにその旨を文書により厚生大臣に届け出なければならない。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の届け出は、その所在地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(届出)

第二十六条 相談所の設置者は、毎月十五日までに前月の成績を別記様式第十一号により厚生大臣に届け出なければならない。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の届出は、その施設の所在地の都道府県知事を経由

して行うものとする。

第四章 雑則

(法第二十五条の届出)

第二十七条 法第二十五条に規定する法第三条第一項、第十条及び第十三條第二項に関する届出は、別記様式第十二号による報告書により、法第十四條第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十五条の規定による届出を受理したときは、別記様式第十四号による月報及び別記様式第十五号による年報を作成し、月報はその月の末日までに年報は翌年一月末日までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の経由)

第二十八条 第九条、第十二條第一項、第十四條第一項及び第二項並びに第十五條第一項の申請第十四條第三項の提出並びに第十三條第一項、第十五條第二項及び前條第一項の届出は、その住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 第十六條の申請及び第十八條の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。

3 第十六條第一項、第二十三條第一項及び第二十三條第二項の申請並びに第十八條第二十二條第三項、第二十五條第二項及び第二十六條第二項の届出は、その施設所在地の保健所長を経由して行うものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七

年七月一日から適用する。

(別表様式を省略)

厚生省の受胎調節普及要領及び普及実施要領細目の決定

受胎調節普及に関する昨昭和二十六年一〇月の閣議の決定については本誌前々号本欄に記載のとおりであるが、厚生省においては右の趣旨にもとづきその普及要領及び実施細目について昭和二十七年六月左のとおり決定をみるに到つた。

受胎調節普及実施要領

(昭和二十七年六月二十七日
厚生省府發五八五号)

一、方針

最近人工妊娠中絶は激増の傾向にあり、その母体の生命及び健康に及ぼす影響は相当に考慮すべきものがあるので、次のような方法により公衆衛生の見地から積極的に各階各層に適切な受胎調節の普及を行い、国民の福祉及び資質の向上をはかるものとする。

二、要領

1 受胎調節を行うかどうかは、あくまで個人が自主的に決定すべきものであるからこれを強制することなく十分理解させるよう指導する。

2 実施の方法は、個別指導(ケース・ワーク)及び集団教育(グループ・ワーク)に重点をおき、あわせてその実施を容易ならしめるため広報活動を行うものとする。